

宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会 会議次第

日時：令和6年12月18日（水）午前10時

場所：さくらドーム 21 2階 第一会議室

1 開 会

2 町長あいさつ

3 概 要 説 明

（1）町ケーブルテレビ放送番組審議会条例について・・・資料No.1

（2）令和6年度自主放送番組（さくらチャンネル）について

・・・資料 No. 2、No. 3

4 質 疑 ・ 応 答

5 閉 会

【配布資料】

- No. 1 宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会条例
宝達志水町ケーブルテレビ放送番組基準
宝達志水町ケーブルテレビ放送番組の編成に関する基本計画
- No. 2 令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ自主放送番組
- No. 3 令和6年度さくらチャンネル放送スケジュール

宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会委員名簿

任期：令和５年４月１日～令和７年３月３１日

No.	氏 名	住 所	備 考
1	中村 利彦		町区長会副会長
2	森田与志子		町民生児童委員協議会理事
3	深井 典栄		町商工会女性部 副部長
4	川場 正記		町 PTA 連合会 副会長
5	近岡 和良		町スポーツ協会 副会長
6	杉中 和夫		町文化協会 事務局長
7	坂井 雪絵		町校長会(相見小学校長)

○宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会条例

平成 18 年 2 月 15 日

条例第 1 号

改正 平成 21 年 8 月 10 日条例第 27 号

令和 2 年 3 月 19 日条例第 7 号

令和 3 年 9 月 24 日条例第 14 号

(設置)

第 1 条 この条例は、放送法（昭和 25 年法律第 132 号）第 6 条の規定に基づき、宝達志水町ケーブルテレビ放送番組審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、町長の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議し、その結果を町長に答申する。

- (1) 放送番組基準の制定又は変更
- (2) 放送番組の編成に関する基本計画の制定又は変更
- (3) 前 2 号に掲げる事項のほか、審議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた見識を有する者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 審議会の会議の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第 7 条 審議会の庶務は、企画情報課において処理する。

(雑則)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(委員の任期の特例)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後、最初に委嘱された委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

(招集等の特例)

3 施行日以降に行われる最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

附 則(平成21年8月10日条例第27号)

この条例は、公布の日から施行し、平成21年7月1日から適用する。

附 則(令和2年3月19日条例第7号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年9月24日条例第14号)抄

この条例は、令和3年10月1日から施行する。

宝達志水町ケーブルテレビ放送番組基準

(趣旨及び基本原則)

- ・地域文化の向上、公共の福祉、地域の産業と経済の反映に貢献する。
- ・平和で豊かな地域社会の実現に寄与する。
- ・民主主義の精神に従う。
- ・基本的人権を尊ぶ。
- ・放送による言論と自由を確保する。
- ・法と秩序を尊重する。
- ・魅力ある地域づくり、住民福祉の増進と生活文化の向上に努める。
- ・地域社会の信頼にこたえる。
- ・的確な地域情報の提供に努める。
- ・教育、教養及び情操道徳による人格の向上を図る。
- ・過去のすぐれた文化の保存と新しい文化の育成、普及の貢献に努める。
- ・公共の放送としての権威と品位を保ち、地域住民の期待と要望に沿うように努める。

(人権及び人格)

- ・人権と人格を尊重する。
- ・個人や団体の名誉を傷つけ、信用を損ない職業を差別する恐れのあるものは、取り扱わない。
- ・人命を軽視するような取り扱いはしない。
- ・個人や団体の名誉を傷つけたり信用を損なうような放送はしない。
- ・職業を差別的に取り扱うことはしない。
- ・人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- ・国際親善を妨げるような放送はしない。

(宗教、政治及び経済)

- ・宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。
- ・宗教活動を内容とするものは取り扱わない。
- ・上記にかかわらず、単に会議、集会、催物等の日時、場所及び開催要領のお知らせ放送は取り扱うことができる。
- ・政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- ・政党その他の政治団体への加入の呼びかけを内容とするもの及び会議、集会、催物等に関する放送は、取り扱わない。
- ・経済上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期する。
- ・意見が対立している公共の問題については、特に慎重を期して公正に取り扱う。
- ・裁判で係争中の事件については、正しい法的措置を妨げるような取り扱いはしない。

(家庭、社会)

- ・家庭、社会生活の安定を図る。
- ・相互扶助の精神の高揚に努める。
- ・公安及び公益を乱さない。
- ・暴力行為はいかなる場合にもこれを是認しない。

- ・犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取り扱いはしない。
- ・犯罪の手段や経過などについては必要以上に詳細な描写をしない。
- ・性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないように注意する。
- ・性衛生や性病に関する事柄は、医療、衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。

(表 現)

- ・放送はわかりやすい表現を用いる。
- ・言葉は原則として標準語による。
- ・必要やむを得ない場合に方言を用いるときは、その地方の人々に反感または、不快の念を与えないよう慎重に取り扱う。
- ・わかりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- ・下品な言葉遣いは避け、また、卑わいな言葉や動作による表現はしない。
- ・人心に恐怖や不安または不快の念を起こさせるような表現はしない。
- ・放送の内容や表現については、加入者の生活時間との関係を十分に考慮する。

(訂 正)

- ・放送が事実と相違していることが明らかになったときは、速やかに取り消し、または訂正する。

(教養番組)

- ・教養番組は、一般的教養の向上を図り、文化水準を高める。
- ・社会的関心を高め、生活文化についての知識を深める放送とする。
- ・学術研究の発表、その他専門にわたる放送に関しては、その学術上の権威と重要性を尊重する。

(教育番組)

- ・放送の対象を明確にし、番組の内容がその対象にとって有益適切であり、教育効果を高める。
- ・放送を通じて、教育の機会均等を図る。
- ・学校教育及び社会教育の基本方針に基づいて実施し、放送でなくては得られない学習効果を上げるよう努める。

(報道番組)

- ・言論の自由を尊重し、真実を速やかに報道する。
- ・緊急的な放送は、緊急放送及び準緊急放送の2種類とする。
- ・緊急放送の定義は、火災、その他人命に関するものをいう。
- ・準緊急放送の定義は、気象情報、火災以外の災害、防犯及び役場、学校、保育所等に関するもので緊急を要するものをいう。

(娯楽番組)

- ・健全なスポーツ精神の涵養と体位の向上に役立つよう努める。
- ・優れた芸能を取り上げ、情操を豊かにするよう努める。
- ・家庭を明るくし、生活を豊かにする健全な娯楽を供給する。

宝達志水町ケーブルテレビ放送番組の編成に関する基本計画

宝達志水町ケーブルテレビは、自主放送番組（さくらチャンネル）の制作編集にあたって、民主主義の基本理念に従い、放送による言論と表現の自由を守り、地域の公共の福祉に参画し、地域に信頼されるサービスの提供を目指します。

- 1 さくらチャンネルは、民主主義の精神を尊重し、個人の人格と人権を守ります。
- 2 さくらチャンネルは、知識、教養、道徳などの人格の高揚を図り、より良い人間性の育成と相互理解に努めます。
- 3 さくらチャンネルは、政治上及び経済上など社会生活、住民生活に直接影響を与えるものについては、特に慎重、公平に扱うなど、十分配慮します。
- 4 さくらチャンネルは、地域の情報文化及び社会の文化、経済、住民生活の向上を目的に、期待される多種多様のサービスの提供に努めます。

令和6年度宝達志水町ケーブルテレビ 自主放送番組

資料 No.2

(1) さくらチャンネル番組枠について

番組名	放送時間	更新頻度	内 容
ぐるり宝達志水	60 分	2 週間	【地域のニュース】 学校・保育所の行事や地域のイベントなど。 2 週間に 4~6 本制作 【コーナー番組】 Wonderful Group、この本読んでみんなち、クローズアップなどの特集番組を制作。 更新ごとに 1 または 2 番組を放送。 【行政情報番組】 町からのお知らせや制度改正の案内など。 随時制作して放送。 【町の行事案内】 町の行事や番組案内など。
ほっと劇場	60 分	2 週間	保育所の児童が出演する番組、国や県の行政機関の広報ビデオや各種団体が制作した作品、投稿ビデオなどを放送。
さくらチャンネルアーカイブ	60 分	2 週間	昨年放送した同月のニュースや企画番組の再放送などを放送。
議会放送(録画)	---	(随時)	町議会定例会の提案説明や一般質問及び閉会日の討論、採決などの様子をノーカットで録画放送。

(2) 放送スケジュールについて

	平日	土日
06:00		
06:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
07:00		
07:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
08:00		
08:30	ほっと劇場	ほっと劇場
09:00		
09:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
10:00		
10:30	さくらチャンネルアーカイブ	さくらチャンネルアーカイブ
11:00		
11:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
12:00	文字放送	
12:30	北國新聞ニュース	ぐるり宝達志水
13:00		
13:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
14:00		
14:30	ほっと劇場	ほっと劇場
15:00	文字放送	
15:30		ぐるり宝達志水
16:00	まちスタ330	
16:30		ぐるり宝達志水
17:00		
17:30	さくらチャンネルアーカイブ	さくらチャンネルアーカイブ
18:00		
18:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
19:00		
19:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
20:00		
20:30	北國新聞ニュース	ぐるり宝達志水
21:00	文字放送	
21:30	ほっと劇場	ほっと劇場
22:00		
22:30	さくらチャンネルアーカイブ	さくらチャンネルアーカイブ
23:00		
23:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
00:00		
00:30	ほっと劇場	ほっと劇場
01:00		
01:30	ぐるり宝達志水	ぐるり宝達志水
02:00		

1 週間あたりの放送回数

【ぐるり宝達志水】

平日 9 回 × 5 日 = 45 回
 土日 13 回 × 2 日 = 26 回
 合計 71 回

【ほっと劇場】

平日 4 回 × 5 日 = 20 回
 土日 4 回 × 2 日 = 8 回
 合計 28 回

【さくらチャンネルアーカイブ】

平日 3 回 × 5 日 = 15 回
 土日 3 回 × 2 日 = 6 回
 合計 21 回

文字放送について

各番組がそれぞれ放送時間に満たない場合、文字放送を放送している。

例：ぐるり宝達志水の放送時間が 45 分となり、60 分に満たなかった場合、足りなかった 15 分間は文字放送が自動的に放送される。

(3) 変更点について
令和5年度の変更点

変更なし

令和4年度の変更点

変更点	変更内容
番組枠の変更	【変更前】 ぐるり宝達志水（30分枠）・くらしの情報便（30分枠）・ほっと劇場（60分枠）・さくらチャンネルアーカイブ（60分枠）の4種の番組を1週間更新で放送していた。 【変更後】 ぐるり宝達志水とくらしの情報便を統合し、ぐるり宝達志水（60分枠）・ほっと劇場（60分枠）・さくらチャンネルアーカイブ（60分枠）の3種の番組を2週間更新で実施するものに変更した。
さくらチャンネルアーカイブの放送内容について	【変更前】 過去数年のニュース映像をピックアップしたものに変更した。 【変更後】 昨年放送した同月のニュース映像を一括して放送するものに変更した。

令和6年度さくらチャンネル放送スケジュール

資料No.3

	開始日		終了日		ぐるり宝達志水60分					アーカイブ60分		ほっと劇場60分		備考		
					News	News(長尺)	企画番組 1	企画番組 2	この本読んでみんち	行政情報						
1	04/12	～	04/25		5				図書館からのお知らせ	令和6年度当初予算について	4月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策				
2	04/26	～	05/09		1	2				令和6年度当初予算について	北大海第一保育所 たからたちの夢	だまされない特殊詐欺対策2				
3	05/10	～	05/23		4				図書館からのお知らせ	特定健診がん検診	相見保育所 たからたちの夢	400年の伝統を誇る宝達葛			ぐるり宝達志水 ・ニュース 週3本～7本 ・企画番組 ・行政情報 旧くらしの情報便で放送していた行政情報や行事予定、休日当番医等を放送 ほっと劇場 ・町で所有する番組 ・政府、ケーブルテレビ連盟など外部機関が提供する番組 ・NHK制作番組 ・町制作番組 宝たちの夢等 さくらチャンネルアーカイブ 前年度同月のニュースをピックアップして放送	
4	05/24	～	06/06		4					警察官募集	5月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策				
5	06/07	～	06/20		3	1				令和5年度読まれた本ランキング	特定健診がん検診	6月放送の過去映像	プロフェッショナル仕事の流儀			
6	06/21	～	07/04		2	2				特定健診がん検診	6月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策2				
7	07/05	～	07/18		3	1			図書館からのお知らせ	特定健診がん検診	7月放送の過去映像	NHK歌謡コンサート				
8	07/19	～	08/01		3	3				熱中症予防	7月放送の過去映像	400年の伝統を誇る宝達葛				
9	08/02	～	08/15		3	2			図書館からのお知らせ	警察官募集	8月放送の過去映像	NHK そして、学徒は戦場へ				
10	08/16	～	08/29		5					熱中症予防	8月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策				
11	08/30	～	09/12		3	2			図書館からのお知らせ		9月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策2				
12	09/13	～	09/26		1	2	認知症サポーター劇場			行政相談委員の活動	9月放送の過去映像	400年の伝統を誇る宝達葛				
13	09/27	～	10/10		2	1	みんなのうちトレ			蓮華山相撲のお知らせ	10月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策				
14	10/11	～	10/24		3		お宝体操		図書館からのお知らせ	衆議院議員選挙	10月放送の過去映像	歴史秘話ヒストリア				
15	10/25	～	11/07		2	2				衆議院議員選挙	11月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策2				
16	11/08	～	11/21		3	1			図書館からのお知らせ	秋の火災予防週間	11月放送の過去映像	関東ふるさと会新作狂言「末森合戦」				
17	11/22	～	12/05		2	2				暖房器具の取扱について	11月放送の過去映像	400年の伝統を誇る宝達葛				
18	12/06	～	12/19		2	2	ワンダフルグループ 宝ジュニア		図書館からのお知らせ		12月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策				
19	12/20	～	12/31		5	1				年末年始の休業予定	12月放送の過去映像	だまされない特殊詐欺対策2				
20	01/01	～	01/09	年末年始特別番組							回想2024	関東ふるさと会新作狂言「末森合戦」				
21	01/10	～	01/16								回想2024	関東ふるさと会新作狂言「末森合戦」				
以下 今後の放送予定																
22	01/17	～	01/30		5	1	ワンダフルグループ 剣道教室		図書館からのお知らせ		1月放送の過去映像	北大海第一保育所 宝たちの夢				
23	01/31	～	02/13		2	2			図書館からのお知らせ		2月放送の過去映像					
24	02/14	～	02/27		2	2					2月放送の過去映像					
25	02/28	～	03/13		2	2			図書館からのお知らせ		3月放送の過去映像	南部・中央保育所 宝たちの夢				
26	03/14	～	03/27		2	2					3月放送の過去映像	相見保育所 宝たちの夢				
27	03/28	～	04/10		2	2			図書館からのお知らせ		4月放送の過去映像					
	開始日	終了日			News	News(長尺)	企画番組 1	企画番組 2	この本読んでみんち	行政情報	アーカイブ60分	ほっと劇場60分				
ぐるり宝達志水60分																

※色掛け部分は外部委託